



宮 崎 県 公 報

平成26年 9 月11日 (木曜日) 第 2624 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示	頁
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (障害福祉課) 1	
○指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) の指定…………… (“) 1	
○漁業災害補償法に基づく特定第 2 号漁業者の同意 (2 件) …………… (水産政策課) 1	
○道路の区域の変更 (2 件) …………… (道路保全課) 2	
○道路の供用の開始 (3 件) …………… (“) 2	
○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 3	
○土砂災害特別警戒区域の指定…………… (“) 3	

公 告

○軽油引取税に係る免税証の無効公告…………… (税務課) 3
○工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施…………… (消防保安課) 4
○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見…………… (商工政策課) 4
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見 (3 件) …………… (“) 4
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する意見書の提出…………… (“) 5
○地図及び簿冊の認証 (2 件) …………… (農村計画課) 5
○土地改良区の定款変更の認可 (2 件) …………… (農村整備課) 6

告 示

宮崎県告示第 493号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第 283号) 第15条第 1 項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成26年 9 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
和 田 崇	せの内科クリニック	小林市	泌尿器科	平成26年 9 月 1 日
川 越 真 理	小林市立病院	小林市	泌尿器科	平成26年 9 月 1 日
稲 田 将 孝	医療法人養気会 池井病院	小林市	内科	平成26年 9 月 1 日
松 尾 佳 一 郎	医療法人 慶明会 おび中央病院	日南市	外科	平成26年 9 月 1 日
川 津 祥 和	藤元総合病院	都城市	心臓血管外科	平成26年 9 月 1 日

宮崎県告示第 494号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第54条第 2 項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成26年 9 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年月日
平和堂調剤薬局南店	延岡市	薬局	平成26年 9 月 1 日

宮崎県告示第 495号

漁業災害補償法 (昭和39年法律第 158号。以下「法」という。) 第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成26年 9 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成26年 7 月28日
発起人の住所及び氏名	日南市 外 山 喜己吉 日南市 坂 元 重 信
加 入 区 の 名 称	日南市第一加入区
区 域	日南市漁業協同組合の地区のうち鶴戸

	支所の地域
区 分	小型定置漁業

宮崎県告示第 496号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成26年 9 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成26年 8 月18日
発起人の住所及び氏名	延岡市 前 田 幸 則 延岡市 二 見 清
加入区 の 名 称	延岡市第二加入区
区 域	延岡市漁業協同組合の地区のうち旧土々呂漁業協同組合の地区及び旧鯛名漁業協同組合の地区
区 分	小型漁船漁業であって旧土々呂漁業協同組合の地区のものが営む小型機船船びき網等漁業以外のもの、小型かつお漁業及び小型定置漁業

宮崎県告示第 497号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年 9 月11日から平成26年 9 月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 9 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 19号	児湯郡西米良村大字横野字内之畑 93番14地先から同郡同村同大字同字93番14地先まで	旧	12.0～20.6	43.0
				新	15.0～31.0	43.0

宮崎県告示第 498号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年 9 月11日から平成26年 9 月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 9 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
438	県道	北方南郷線	日南市南郷町潟上字橋之山7854番 2 地先から同市同町潟上同字7854番 2 地先まで	旧	4.5 ～ 17.0	193.0
				新	4.5 ～ 17.0	193.0
					11.5～20.5	188.0

宮崎県告示第 499号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年 9 月11日から平成26年 9 月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 9 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 19号	児湯郡西米良村大字横野字内之畑 93番14地先から同郡同村同大字同字93番14地先まで	平成26年 9 月11日

宮崎県告示第 500号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年 9 月11日から平成26年 9 月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 9 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
102	県道	木場吉	えびの市大	平成26年 9 月11日

松えびの線	字西川北字日照之下 820番 1 地先から同市同大字字平 855番 3 地先まで
-------	--

宮崎県告示第 501号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年 9 月11日から平成26年 9 月25日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 9 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
404	県道	石阿弥陀五日市線	小林市北西方字有村3997番 3 地先から同市北西方字黒仁田4109番 1 地先まで	平成26年 9 月11日

宮崎県告示第 502号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成26年 9 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延 岡 市	東鹿狩瀬谷川	10- 203- 2 - 048	土 石 流
	鹿狩瀬谷川	10- 203- 2 - 049	土 石 流
	美々地谷川	10- 426- 1 - 006	土 石 流
	黒原沢川	10- 426- 2 - 003	土 石 流
	山月第 5	I - 1 - 1489	急傾斜地の崩壊
	岡 富 第 2	I - 1 - 1512	急傾斜地の崩壊

古川第 7	II-1-7430	急傾斜地の崩壊
-------	-----------	---------

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 503号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成26年 9 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 箇 所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延 岡 市	東鹿狩瀬谷川	10- 203- 2 - 048	土 石 流
	鹿狩瀬谷川	10- 203- 2 - 049	土 石 流
	美々地谷川	10- 426- 1 - 006	土 石 流
	黒原沢川	10- 426- 2 - 003	土 石 流
	山月第 5	I - 1 - 1489	急傾斜地の崩壊
	岡 富 第 2	I - 1 - 1512	急傾斜地の崩壊
	古川第 7	II-1-7430	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

公 告

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第 3 号）第76条第 1 項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成26年 9 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 免税証の種類
20ℓ券 7 枚
- 用途
農業等
- 記号及び番号
20ℓ券E 7301229～E 7301235
- 有効期間
平成25年 8 月16日から平成26年 8 月15日まで
- 免税証に記載した販売店の名称
延岡農業協同組合 東海給油所
- 紛失年月日
平成26年 8 月14日

消防法（昭和23年法律第 186号）第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

平成26年 9 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 講習の対象者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けた日から2年以内の者
- (2) 前回の講習を受けた日から5年以内の者

2 講習実施区分

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類及び区分
消火設備	第1類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第2類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第3類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
警報設備	第4類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第7類の乙種消防設備士
避難設備 ・消火器	第5類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第6類の乙種消防設備士

3 講習の日時及び場所

講習区分	日 時	場 所
消火設備	平成26年10月21日（火） 9時30分から17時00分まで	延岡市社会教育センター 延岡市本小路39番1
	平成26年10月28日（火） 9時30分から17時00分まで	宮崎公立大学交流センター 宮崎市船塚1丁目58番地
警報設備	平成26年10月15日（水） 9時30分から17時00分まで	都城市高城生涯学習センター 都城市高城町穂満坊105番地
	平成26年10月22日（水） 9時30分から17時00分まで	延岡市社会教育センター 延岡市本小路39番1
	平成26年10月29日（水） 9時30分から17時00分まで	宮崎公立大学交流センター 宮崎市船塚1丁目58番地
避難設備 ・消火器	平成26年12月3日（水） 9時30分から17時00分まで	宮崎公立大学交流センター 宮崎市船塚1丁目58番地
	平成26年10月23日（木） 9時30分から17時00分まで	延岡市社会教育センター 延岡市本小路39番1

平成26年10月30日（木） 9時30分から17時00分まで	宮崎公立大学交流センター 宮崎市船塚1丁目58番地
-----------------------------------	------------------------------

4 受講申込手続

(1) 受講申請書の受付期間

平成26年 9 月16日（火）から平成26年10月 6 日（月）まで（郵送の場合は、10月 6 日（月）の消印のあるものまで有効とする。）

(2) 受講申請書の提出先

宮崎市橋通東2丁目7番18号 宮崎県住宅供給公社内（〒880-0805）
一般財団法人宮崎県消防設備協会

5 受講手数料

講習区分ごとに 7,000円（宮崎県収入証紙により納付すること。）

6 その他

詳細については、一般財団法人宮崎県消防設備協会（電話 0985（27）7348）又は宮崎県危機管理局消防保安課（電話 0985（26）7627）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 9 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら吉村店
宮崎市東部第二土地区画整理事業地内（1画地及び2画地）

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第5条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
平成26年 5 月20日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成26年 9 月11日から平成26年10月14日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、小林市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 9 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンキュー小林店
小林市大字堤字金鳥居3005-12 外22筆

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第 6 条第 1 項の規定による届出

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

平成26年 6 月27日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成26年 9 月11日から平成26年10月14日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、小林市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 9 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンキュー小林店

小林市大字堤字金鳥居3005-12 外22筆

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第 6 条第 2 項の規定による届出

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更

平成26年 6 月27日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成26年 9 月11日から平成26年10月14日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 9 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ダイレックス吉村店

宮崎市吉村町東部第二土地区画整理事業地内（64街区 1 外）

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第 6 条第 2 項の規定による届出

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更

平成26年 5 月 9 日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成26年 9 月11日から平成26年10月14日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項の規定により、意見書の提出があったので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 9 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ニトリモール宮崎

宮崎市源藤町東田 597番地

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第 6 条第 2 項の規定による届出

大規模小売店舗内の店舗面積の合計並びに大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法の変更

平成26年 6 月 9 日

3 意見の概要

(1) 意見書を提出した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三原志郎

宮崎市源藤町源藤 883- 3

(2) 意見の内容又は趣旨

① 店舗所在地は、源藤交差点からわずか数10メートルしか離れていないうえ、源藤南交差点だけしか出入口がない状態であり、周辺の交通渋滞が予想されるので、計画を見直して欲しい。

② 店舗の来退店車両が、源藤南交差点に接続する市道源藤 3 号線を利用しないよう必要な対策をして欲しい。

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成26年 9 月11日から平成26年10月14日まで

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成26年 9 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称

椎葉村

2 地籍調査を行った期間

平成24年 6 月 1 日から平成26年 3 月24日

3 地籍調査を行った地域

椎葉村大字大河内の一部

4 認証年月日

平成26年 9 月 1 日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成26年 9 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
美郷町
- 2 地籍調査を行った期間
平成24年 6 月 1 日から平成26年 3 月27日
- 3 地籍調査を行った地域
美郷町南郷水清谷の一部
- 4 認証年月日
平成26年 9 月 1 日

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、中津留土地改良区（日南市）から平成26年 7 月18日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成26年 9 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、宇都土地改良区（高原町）から平成26年 8 月 7 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成26年 9 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣